

平成 30 年

第 12 回  
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

平成 30 年 12 月 25 日(火)

## 教育委員会会議録

- 1 招集日時  
平成 30 年 12 月 25 日(火) 13 時 17 分～
- 2 招集場所  
市役所303会議室 (3階)
- 3 出席委員  
教育長 笹山 忠則  
教育長職務代理者 末次 龍一  
委員 水谷 知子  
委員 金澤 精子  
委員 大宮 克弘
- 4 欠席委員 無
- 5 出席職員等 米谷教育部長  
土肥教育総務課長  
山本指導室長  
岩本防災食育センター長  
上田生涯学習課長  
橋本文化課長  
増田スポーツ振興課長  
大園教育政策係長  
秋永学校管理係長
- 6 議題及び議事の概要  
別紙
- 7 閉会 14 時 20 分

教 育 長

---

教育長職務代理者

---

議事録調製者

---

平成30年12月25日

開議 13時17分

## 1. 開会

○教育政策係長 大園健朗君

それでは、定刻を少し過ぎましたけども、皆様お揃いですので、ただいまから平成30年第12回の教育委員会を開催したいと思います。

開会に先立ちまして、本日、学校管理課長の代理で、秋永学校管理係長が出席しておりますので、よろしく願いいたします。

(学校管理係長「よろしく願いします」の声あり)

それでは、教育長、お願いします。

○教育長 笹山忠則君

それでは、平成30年第12回教育委員会を開催させていただきます。  
お手元の付議事項の次第に沿って進めさせていただきます。

## 2. 前回議事録の承認

○教育長 笹山忠則君

まず、開会に続きまして、前回会議録の承認というかたちを取らせていただきます。  
これに関しまして、御異議、御意見等はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ありがとうございます。では、御承認いただきました。

## 3. 教育長事務報告

○教育長 笹山忠則君

続きまして、教育長事務報告に入らせていただきます。

教育長事務報告に関してですが、もう既にお手元のほうに届けております。そのかたちで報告に代えさせていただきたいと思っております。もし、その中で、御意見、御質問等がございましたら、お答えさせていただきます。

(「ありません」の声あり)

では、そのまま御承認いただき、事務報告を終わらせていただきました。

## 4. 協議・報告事項

### (1) 平成31年度教職員人事異動方針(案)について

○教育長 笹山忠則君

続きまして、4番目の協議・報告事項に入らせていただきます。

1つ目は、平成31年度教職員人事異動方針について、でございます。  
平成31年度京築教育事務所管内の小中学校教職員の人事異動方針並びに取扱要綱というものがございます。それに従いまして、人事異動に関しまして行いたいと思います。お手元のほうに配られておるとおもいます。項目だけ読ませていただきます。

1が人事異動方針。

2、異動取扱要領。これは(1)適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。

(2)新陳代謝の推進を図り、清新の気風を醸成する。

(3)広域人事を推進するとともに人事交流を積極的に行う。

(4)長期的展望の下に人材の適材な配置に努める。

(5)昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。なお管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。

(6)新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

(7)再任用職員。

(8)その他。

これが今お手元のところがございます、この方針に従いまして、教育委員会といたしまして、人事異動方針を行いたいと思っております。

これに関しまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

昨年度と変わった点はありますか。

○教育長 笹山忠則君

そうですね、少しだけあります。

○委員 金澤精子君

じゃあ、そこだけ教えてください。

○教育長 笹山忠則君

では、室長のほうから、少し説明をいたします。

○指導室長 山本有一君

大きく変わったのは再任用職員制度です。再任用のところは、今年新たに県内で校長先生方が、退職された方になるんですけど、再雇用ではなくて再任用というかたちで希望があれば新たに校長職として学校のほうに赴任できる、という、そういう大きな流れが一つ新しくできております。

先ほど教育長が言われましたように、早期退職の方が増えてきておりますので、以前は、できるだけ退職勧奨制度ということで、早く辞められる方がいたら申請をしてくだ

さい、ということを積極的に呼びかけておりましたが、今は、その制度がなくなっております。

○教育長 笹山忠則君

末次委員、どうぞ。

○教育長職務代理者 末次龍一君

再任用というのは、一旦退職することなく、継続して、ということですか。

○委員 金澤精子君

1回、退職するんですね。

○指導室長 山本有一君

はい、退職します。

○教育長 笹山忠則君

1回退職して、退職金を貰って、ということですね。

○指導室長 山本有一君

はい。

○教育長職務代理者 末次龍一君

そういうことですね。ちなみに給与とか、そこら辺はどうなりますか。

○指導室長 山本有一君

校長職とほぼ同じのようなかたちになります。次年度につきましては、県内で若干名の再任用が予定されているようです。京築から再任用を申請して京築の小中学校に配属されるというわけではなく、県内どこに行くかは分からないというような状況でございます。そういう制度が新しくスタートするということになります。

○教育長 笹山忠則君

水谷委員、どうぞ。

○委員 水谷知子君

すみません。年齢的なものとか、何歳くらいまでとか、そういうのは決まっていますか。

○指導室長 山本有一君

それは、まだはっきりとしたかたちでは決まっておりません。

○委員 水谷知子君

ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

他に、ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ありがとうございます。それでは、いま申し上げましたような、ここに示しております

方針に従いまして、人事異動に関しまして、我々のほうで決めさせていただきます。

## (2) 12月定例議会の議案の議決状況について（報告事項）

○教育長 笹山忠則君

それでは、続きまして、(2)の12月定例議会の議案の議決状況について、報告事項であります。担当のほうから説明をさせていただきます。

大園係長。

○教育政策係長 大園健朗君

教育総務課から報告いたします。お手元に平成30年12月定例議会議決結果の資料をお配りしております。これにつきましては、前回、前々回の定例教育委員会の中で御審議をいただきました、平成30年度行橋市一般会計補正予算第4次についての議決結果でございます。

資料にありますように、議決結果が原案可決、賛否状況が賛成多数というふうになっておりますので、御報告いたします。

併せまして、12月議会での文教厚生委員会の指摘事項の御報告も併せて資料としてお配りしておりますので、こちらは御覧になっていただいて、御質問等があれば、所管のほうにお問い合わせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、御質問等はございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

それでは、御承認いただいたものとさせていただきます。

## (3) 消費税改正に伴う施設使用料等の改正について（文化課、生涯学習課、スポーツ振興課）

○教育長 笹山忠則君

では3番目の消費税改正に伴う施設使用料等の改正についてであります。これも担当の文化課に説明をお願いします。

○文化課長 橋本明君

文化課から、消費税改正に伴う施設使用料等の改正について、説明をさせていただきます。

もう既に御存知のとおりでございますが、来年10月から消費税率が現行の8%から10%に改正される予定になっております。これに伴いまして、市役所の中で全庁的に

使用料とか手数料の見直しを検討しております。

教育部におきましては、文化課、生涯学習課、スポーツ振興課、それぞれが所管する公の施設でございますけれども、それらの施設の使用料についても、条例に定めた金額の見直しを行ったところでございます。その新旧の料金を記載した一覧表を資料としてお配りをしております。2%増税分をプラスするというを基本ベースにおいて改正を行っているところです。

今回この改正につきましては、全庁的な見直しでございましたので、それぞれの課がそれぞれの条例を改正するというやり方ではなくて、関連上、全てを改正するという条例案一本ということで、条例をこの12月議会に提案、財政課のほうを上程させていただいて、既に可決をいただいたところでございます。

事後報告となったんですけれども、来年10月から施行されるというような予定になっております。

今後の手続きなんですけれども、公の施設の内、指定管理者が管理の代行を行っている施設につきましては、改正された条例上の金額が上限額となりますので、この金額の範囲で指定管理者が利用料を設定して、それを教育委員会が承認する、という流れになりますので、それにつきましては、また改めて提案をさせていただきますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

引き続き、ありますか。

○文化課長 橋本明君

すみません。もう同じ内容ですので、代表して説明させていただきました。

○教育長 笹山忠則君

それでは、ただいま文化課、そして生涯学習課、及びスポーツ振興課にかかわる料金の改定等についての説明でございました。これに関しまして、御質問等はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ありがとうございます。それでは、御承認いただいたものとさせていただきます。

## 5 その他

○教育長 笹山忠則君

では、5番目のその他に移ります。

生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長 上田直美君

生涯学習課から31年の成人式について、御案内申し上げます。文書のほうでも、教

育委員の皆様には御案内をさせていただきました。再度口頭にて御説明をさせていただきます。

平成31年行橋市成人式につきましては、日時が31年1月13日、式典12時でございますが、11時30分までにお集りください。会場は行橋市民体育館です。

そして平成31年の新成人は、704人。男性が348人、女性が356人で、704人の新成人をお祝いする式となりますので、どうぞ御出席のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ただいま成人式に関しまして、説明をいたしました。これに関しましては、御質問等はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、続いてその他を、大園係長、お願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

次回の教育委員会の日程をここで決めたいと思います。事務局案といたしまして、1月29日火曜日なんですけれども、御都合はいかがでしょうか。

(各委員「大丈夫です。よろしく申し上げます。」の声あり)

それでは、次回の平成31年の1回目は、1月29日火曜日の13時15分から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

## 6 議事

### (1) 議案第41号 行橋市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則(案)について

○教育長 笹山忠則君

続きまして、6番目の議事に移らせていただきます。

議案第41号から43号までございますが、まず、41号 行橋市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則案について、でございます。

担当課、お願いします。

○学校管理係長 秋永清二君

それでは、学校管理課の秋永のほうから説明をさせていただきます。議案第41号です。ね、学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則案ということで、新旧対象表のほうを付けさせていただいております。

大きく変わる点は、3点ございます。



まず1つ目が、使用許可の申請期間ですね、始まりの期間なんですけど、これまで規定がされておりませんでした。なので、1年前からとかですね、使用の申請ができていた状態で、学校の校長先生たち、ちょっと苦慮している部分もございましたので、今回、始まりの期間を設定させていただくものでございます。

2つ目が、今年の8月13日から15日までなんですけれども、学校閉庁日として、教職員の負担軽減のための学校閉庁日として、取り扱わせていただきました。これについても今回の規則改正に伴って、学校開放しない日として設定させていただくものでございます。

そして3つ目が、今回の規則改正に伴って、細かい文言の見直しを行っております。新旧対照表のほうで、ちょっと詳しく見ていきたいと思っておりますので、まず1ページ目の真ん中あたりの第7条のところを御覧ください。右のほうが改正前ということで、使用希望日の少なくとも7日以前に申請、というかたちになっておりますが、これを、その左のほうですね、2行目からですが、当該申請書を使用希望日が属する月の3カ月前の1日から使用日の7日前までに委員会に提出する、ということで、3カ月前の1日から申請ができる、というふうな改正をさせていただきたい、というものでございます。

それから、3ページ目のほうを御覧ください。一番下の別表欄ですが、右のほうの一番下、備考欄に12月27日から翌年1月5日までは除く、というふうにさせていただいておりましたが、今回の改正により、左のほうですね、8月13日から15日までと12月27日から1月5日までは除く、というふうに改正をさせていただきたいというものでございます。

説明のほうは、以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございました。

ただいま説明をいただきました内容に関しまして、御質問等はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ありがとうございます。それでは、御承認いただきました。

## (2) 議案第42号 旧百三十銀行行橋支店の臨時休館について

○教育長 笹山忠則君

引き続きまして、議案第42号 旧百三十銀行行橋支店の臨時休館について、でございます。

担当の文化課に説明をお願いします。

○文化課長 橋本明君

それでは、議案第42号 旧百三十銀行行橋支店の臨時休館について、同じタイトルの

資料を御覧いただければと思います。

この旧百三十銀行の、通称赤レンガ館でございますが、資料に記載のとおり、来年の10月1日から再来年の3月31日までの半年間を臨時休館とするものでございます。

理由といたしましては、今年11月から工事が始まりました図書館等複合施設の建設工事に伴いまして、赤レンガ館も改修工事を行います。

また前面の市道も併せて改修工事を行うため、利用者の安全面等を考慮して、当該期間を臨時休館にしようとするものでございます。

赤レンガ館につきましては、来年の10月から12月までの3カ月弱でございますけれども、屋根の吹き替えとか内外装の塗装等を行います。また前面道路の使用については、若干、赤レンガ館の前を歩道が新しい図書館側に道路がちょっと切り回すようなかたちで、改修工事を行う予定になっております。

以上のような理由から、来年10月から再来年の3月31日まで臨時休館とさせていただきますというふうに考えております。どうぞよろしく御審議のほど、お願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございました。

ただいま説明のありました赤レンガ館の休館に関しまして、でございますが、御質問等はございますでしょうか。

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

もう工事だから仕方がないんですけど、赤レンガ館は、使用率がとても高かったように思いますが、そういう人たちは、次に使う場所というのは、ありますよね。

○教育長 笹山忠則君

文化課長。

○文化課長 橋本明君

積極的にこちらのほうから代わりの施設を予約するとかということは、する予定はないんですけども、中央公民館だとかコスメイト行橋とかですね、そういったところを御案内するようなかたちになろうかと思えます。

○委員 金澤精子君

どうぞよろしく申し上げます。

○教育長 笹山忠則君

それでは、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。では赤レンガ館の臨時休館について、決定させていただきますし

た。

### (3) 議案第43号 職員の懲戒処分について

○教育長 笹山忠則君

引き続きまして、議案第43号であります。議案が職員の懲戒処分に関する事柄でございますので、この件に関しましては非公開で進めさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、関係職員だけ残っていただき、非公開にてさせていただきます。

(議案第43号については非公開のため、議事録なし)

○教育長 笹山忠則君

議案第43号の職員の懲戒処分について、御承認をいただきました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、定例教育委員会を閉会いたします。

閉会 14時20分